

タクシー・ビジョン広告基準

第1条（目的）この広告掲載基準は、タクシー車内設置の液晶ビジョンによって広告をタクシーの乗客に向けて放映するシステム及びホームページ、冊子で掲載する広告（以下「タクシー・ビジョン」という。）に関し、必要な基準を定めるものである。

第2条（基本原則）広告は、公共の移動手段であるタクシーの車内で放映されること及びホームページ・冊子に掲載されることに配慮し、健全かつ適正・適法に作成・放映されなければならない。

第3条（広告の表現及び内容）

1. 広告の表現は、以下の事項に留意して作成されなければならない。
 - (1) わかりやすい適正な言葉と文字を用いること。
 - (2) 錯誤を起こさせるような表現を用いないこと。
 - (3) 不快感を与えるような表現を用いないこと。
2. 広告の内容は、広告主の名称・商品・商品名・商標・標語、業務形態・業務内容（サービス・販売網・施設など）とする。

第4条（取り扱わない広告）

オリエン特交通株式会社が以下の広告に該当すると認められたものは、取り扱わないものとする。

1. 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明なもの。
2. 虚偽の事実を内容とするもの。
3. 事実を誇張して乗客に過大評価させるもの。
4. 事実の有無を問わず、第三者を誹謗し、又は排斥、中傷するもの。
5. 第三者の名誉又は信用を既存し、プライバシーを侵害するおそれのあるもの。
6. 暗号を含むと認められるもの。
7. 食品の広告で、健康を損なうおそれのあるもの、その内容に虚偽や誇張を含むもの。
8. 教育施設又は教育事業の広告で、進学・就職・資格などについて虚偽や誇張のおそれのあるもの。
9. 通信販売、ウェブサイトを利用した販売の広告で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、支払方法及び返品条件などが不明確なもの。
10. 占い、心霊術、骨相・手相・人相の鑑定その他、迷信を肯定したり科学を否定したりするもの。
11. 私的な秘密事項の調査を業とするもの。
12. 風紀上好ましくない商品やサービス、及び性具に関するもの。
13. 寄付金募集を目的としたもの。
14. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号乃至第6号に定義される風俗営業に関するもの。
15. 商品先物取引に関するもの。
16. 宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの。
17. 係争中の問題に関する一方的声明を内容とするもの。
18. 第三者の特許権、商標権、著作権その他の権利侵害のおそれのあるもの。

なお、特許権者、商標権者、著作権者その他権利者(各権利の実施権者を含む。)及びその委託を受けた管理者から使用許諾を受ける必要のあるものについては、広告主がその責任において許諾を得るものとする。

19. 児童及び青少年を害するもの。
20. 皇室の写真、紋章や、その他皇室関係のものを無断で利用したもの。
21. 公序良俗に反するもの。
22. 法令に違反するもの。
23. その他オリエント交通株式会社がタクシー・ビジョンの広告として不適当であると判断したもの。

第5条（医療・医薬品・化粧品などの広告）医療・医薬品・医薬部外品・医療用具・化粧品・特定保健用食品・栄養機能食品・特定用途食品・いわゆる健康食品等の広告は、第2条乃至前条までの基準に従うほか、以下の基準に従うものとする。

1. 医療・医薬品・医薬部外品・医療用具・化粧品・特定保健用食品・栄養機能食品・特定用途食品・いわゆる健康食品等の広告で医師法・医療法、薬事法・健康増進法・食品衛生法などに触れるおそれのあるものは取り扱わない。
2. 治験の被験者募集の広告については慎重に取り扱う。
3. 医業に関する広告は、医療法などに定められた事項の範囲を超えてはならない。
4. 医薬品・化粧品特定保健用食品・栄養機能食品・特定用途食品・いわゆる健康食品等などの効能効果についての安全性について、最大級またはこれに類する表現をしてはならない。
5. 医療・医薬品・医薬部外品・特定保健用食品・栄養機能食品・特定用途食品・いわゆる健康食品等の効能効果についての表現は、法によって認められた範囲を超えてはならない。
6. 医療・医薬品の広告に当たっては、著しく不安・恐怖・楽観の感じを与えるおそれのある表現をしてはならない。
7. 医師、薬剤師、美容師などが医薬品・医薬部外品・医療用具・化粧品・特定保健用食品・栄養機能食品・特定用途食品・いわゆる健康食品を推薦する広告は取り扱わない。
8. 懸賞の賞品として医薬品を提供する広告は、原則として取り扱わない。

第6条（金融・不動産の広告）

金融業及び不動産業の広告は、第2条乃至第4条までの基準に従うほか、以下の基準に従うものとする。

1. 金融業の広告で、業者の実態・サービス内容が乗客の利益に反するものは取り扱わない。
2. 消費者金融の広告は、安易な借入れを助長する表現であってはならない。
3. 不特定かつ多数の者に対して、利殖を約束し、またはこれを暗示して出資を求める広告は取り扱わない。
4. 投機性のある商品・サービスの広告は、取扱うか否かを広告毎に慎重に判断する。
5. 宅地建物取引業法、建設業法により、登録された業者以外の広告は取り扱わない。
6. 不動産の広告は、投機をあおる表現及び誇大又は虚偽の表現を用いてはならない。
7. 権利関係などを確認できない不動産の広告は取り扱わない。

第7条（児童向け広告）

1. （定義）

- (1) 児童とは、人格形成が未熟な年少児・幼児(一般的に12歳以下)を指す。

- (2) 児童向け広告とは、通常、児童が自分で買い求めることの多い賞品・サービス、たとえば、おもちゃ、菓子類、文房具、友の会などの広告をいう。

2. (児童向け広告に関する留意事項)

児童向け広告は、第2条乃至第4条の基準に従うほか、以下の基準に従うものとする。

- (3) 健全な社会通念に反し、児童の品性を損なうような広告は取り扱わない。
- (4) 児童が模倣するおそれのある危険な行為を内容とする広告は取り扱わない。
- (5) 児童に恐怖感を与える表現を含む広告は取り扱わない。
- (6) 暴力の肯定や、生命の尊厳を損なうような反社会的行為を暗示した表現は取り扱わない。
- (7) それを持たないと仲間はずれになるというような、児童の劣等感や優越感を過度に利用する広告は取り扱わない。
- (8) 親、教師、著名人への児童の信頼感を不当に利用して、購買を強いる表現の広告は取り扱わない。
- (9) 懸賞・景品については児童の射幸心や購買欲を過度にそそる表現のものは取り扱わない。
- (10) 児童にとって危険・有害と思われる景品つきの広告は取り扱わない。
- (11) 「日本一」「一番良い」「いま、いちばん売れている」などの最大級表現は避ける。
- (12) 通信販売の広告は慎重に取り扱い、申し込みは、親が、または親の同意を得て児童が行うよう注意する。

第8条 (広告主の制限)

- 1. 許可・認可を要する業種で、許可・認可のない広告主の広告は取り扱わない。
- 2. 政治活動に関する広告は、政治資金規正法第3条2項に定める政党を広告主とする広告のみを取り扱う。
- 3. 消費者金融による広告は、当該広告主の事業規模、事業内容、出資者、当該広告主によるテレビコマーシャルの実施の有無、内容、一般社会における当該広告主のイメージ等を総合的に考慮し、オリエン特交通株式会社が特に適当と認めた業者を広告主とする広告のみを取り扱う。
- 4. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号乃至第8号に定義される風俗営業(いわゆるパチンコ・スロット)の広告は、当該広告主の事業規模、当該広告主によるテレビコマーシャルの実施の有無、内容、一般社会における当該広告主のイメージ等を総合的に考慮し、オリエン特交通株式会社が特に適当と認めた業者を広告主とする広告のみを取り扱う。

以上